

育児用品の貸出についての Q&A

Q 1 対象乳幼児が市外の場合、貸出できますか。

A 原則、貸出できません。

対象乳幼児についても市内居住者等である必要があります。

ただし、例外として、市内居住者等の祖父母等が申請者となり、一時的に利用する場合は貸出します。

(例) 市外の娘が里帰り出産で帰省する、市外の孫が夏休み、正月等に帰省するときなど

※市外の保護者又は養育者では申請できません

例外として一時的に貸出す場合、貸出期間は6ヶ月以内とします。

また、申請受付は、利用しようとする日(利用希望期間)の2週間前からとします。

Q 2 対象乳幼児が複数いる場合、申請書を対象乳幼児ごとに提出する必要がありますか。

A 対象乳幼児ごとに申請書の提出をお願いします。

Q 3 貸出期間終了後も引き続き使用したい場合、どのような手続きが必要ですか。

A 複数年にわたり使用する場合、毎年更新する必要があります。

なお、更新する場合は、申請書に再度ご記入いただくようになります。

更新手続きは、本会の本所、綾歌分室、飯山分室でできますが、育児用品を持参する必要はありません。

Q 4 住所などが変更した場合、手続きが必要ですか。

A 申請者の内容が変更した時は、変更手続きが必要です。

ただし、対象乳幼児の変更又は育児用品を変更する場合は、新たに申請手続きをお願いします。

Q 5 返却時はどのような手続きが必要ですか。

A 窓口に育児用品を持参するようお願いします。

なお、本会の本所、綾歌分室、飯山分室で返却手続きが可能です。貸出手続きと同じ場所である必要はありません。

Q 6 土日に申請・貸出・返却手続きができますか。

A どうしても平日に来所できないなどの事情がある場合は、ご相談ください。

Q 7 チャイルドシートの取付けはしてもらえますか。

A チャイルドシートの取付けなどは、ご自分で行っていただきますので、予めご了承ください。